

## 常陸太田市中小企業等技能訓練事業費補助金交付要綱

平成 27 年 5 月 25 日

告示第 47-4 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の中小企業者の技能訓練に関する取組を支援することにより、中小企業者の技術力の向上を図り、もって本市のものづくり産業及び情報通信産業の活性化及び発展に資するため、中小企業者が行う技能訓練事業に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、常陸太田市補助金等交付に関する条例（昭和 30 年常陸太田市条例第 61 号）に定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 技能訓練事業 中小企業者が自己の事業に直接係る技術力の向上、強化等を図るため従業員に対し研修等（検定、試験等（以下「検定等」という。）又は研修会、講習会等（以下「研修会等」という。）をいう。）を受けさせる事業をいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、引き続き 1 年以上市内に事業所を有し、及び市税等を完納している中小企業者であって、次に掲げる業種に属する事業を営むものとする。

- (1) 製造業（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類（次号において「日本標準産業分類」という。）において製造業に分類される業種をいう。）
- (2) 情報関連産業（日本標準産業分類において情報通信業に分類される産業のうち情報サービス業に分類される業種をいう。）

### (補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる技能訓練事業であって、補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日までに修了するものとする。

- (1) 次に掲げる検定等を受けさせること。
  - ア 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき実施される技能検定

イ 情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）に基づき実施される情報処理技術者試験

- (2) 次に掲げる機関等が実施する技術力向上に資する研修会等（接遇に関するもの及び法令の規定によりその受講が義務付けられるものを除く。）又は前号に規定する検定等の受検又は受験を目的とする研修会等を受講させること。

ア 茨城県立産業技術専門学院

イ 茨城県職業能力開発協会

ウ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城職業能力開発促進センター

エ 公益財団法人日立地区産業支援センター

オ 株式会社ひたちなかテクノセンター

- (3) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 61 条に定める免許試験又は技能講習

2 前項の規定にかかわらず、当該研修会等を修了し、又は受講したと認められない者に係る技能訓練事業は、補助対象事業としない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、技能訓練事業に対し国、地方公共団体その他の団体等から補助金その他これに類する助成金等を受ける場合においては、当該技能訓練事業は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち次に掲げる費用とする。

(1) 検定等の受検又は受験に要する手数料及び練習用材料費

(2) 研修会等の受講に要する受講料及びテキスト等の教材費

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、1 名に係る補助対象事業 1 回当たり 50,000 円を上限とする。

2 前項の規定による補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（利用制限）

第 7 条 一の事業所がこの要綱の規定による補助金の交付を受けることができる人数は、各年度 2 名以内とする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、常陸太田市中小企業等技能訓練事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 中小企業等技能訓練事業費補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 中小企業等技能訓練事業費補助金収支予算書（様式第3号）
- (3) 登記事項証明書
- (4) 市税等に滞納がないことの証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査及び必要に応じ調査を実施し、補助金の交付又は不交付を決定し、常陸太田市中小企業等技能訓練事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業の変更又は中止）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、常陸太田市中小企業等技能訓練事業費補助金変更（中止）申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の変更又は中止を承認又は不承認したときは、常陸太田市中小企業等技能訓練事業費補助金変更（中止）通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の末日までに、常陸太田市中小企業等技能訓練事業費補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 中小企業等技能訓練事業費補助金成果書（様式第8号）
- (2) 中小企業等技能訓練事業費補助金収支決算書（様式第9号）
- (3) 研修等を実施した機関等が交付した当該研修等の修了、受講、合否等を証明する書類の写し
- (4) 経費の支払等を証明する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業者の結果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、交付額を確定し、常陸太田市中小企業等技能訓練事業費補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、常陸太田市中小企業等技能訓練事業費補助金交付請求書（様式第 11 号）により、市長に請求するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第 14 条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し補助金の交付決定を取消し、すでに補助金の交付があるときは、補助金の全部若しくは一部の返還をさせるものとする。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定に付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金に関する申請、報告、施行等について不正の行為があったとき。
- (5) その他補助金等の運用を不相当と市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、常陸太田市中小企業等技能訓練事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(追跡調査への協力)

第 15 条 この要綱の規定による補助金の効果等を検証するため、補助事業者は、実績及び成果に関する追跡調査に協力するものとする。

(補助事業の経理)

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他書類等を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日から起算して 5 年間保存するものとする。

2 市長は、前項に規定する期間において、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成 27 年 5 月 25 日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 28 年告示第 33 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 30 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 54 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 31 号）

この告示は、公布の日から施行する。